

庄内町教育委員会議事録

平成 30 年第 4 回定例会

平成 30 年 3 月 23 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 平成30年第4回定例会 議事録

- 1 会議日程 平成30年3月23日(金)
 - 開会 午前9時00分
 - 閉会 午前10時10分
- 2 会議場所 庄内町役場立川庁舎 第二会議室
- 3 内容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
平成30年第3回臨時会議事録
 - 3 付議事件
 - 日程第1 議案第6号 庄内町教育委員会職員の人事発令について
 - 日程第2 議案第7号 平成30年度庄内町教育委員会の重点と視座について
 - 日程第3 議案第8号 庄内町立余目第三公民館館長の任命について
 - 日程第4 議案第9号 庄内町立図書館館長の任命について
 - 日程第5 議案第10号 庄内町立学校給食共同調理場所長の任命について
 - 日程第6 議案第11号 庄内町部活動指導員設置規則の設定について
 - 日程第7 議案第12号 庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第8 議案第13号 庄内町教育委員会の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第9 議案第14号 庄内町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第10 議案第15号 庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第11 議案第16号 庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第12 議案第17号 庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第13 議案第18号 庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程の制定について
 - 日程第14 議案第19号 庄内町立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について
- 4 その他
 - (1) 第5回教育委員会定例会の開催について
日時：平成30年4月25日(水)午後2時00分
場所：立川庁舎3階 第二会議室
 - (2) その他
平成30年度幼稚園・小中学校の入園・入学式の出席確認
- 5 閉 会
- 4 出席者 教育長 菅原 正志
教育委員 池田 智栄(第二職務代理者)
教育委員 梅木 均
教育委員 太田 ひろみ
- 5 欠席者 教育委員 今野 悦次(第一職務代理者)
- 6 傍聴人 なし

7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	海藤 誠
社会教育課長	上野 英一
教育課長補佐	佐藤 祐一
社会教育課長補佐	小林 重和
指導主事	五十嵐 敏剛
主査兼社会教育係長	阿部 浩
主査兼図書館係長	佐藤 晃子
主査兼学校教育係長	清野 美保
学校給食共同調理場所長兼係長	押切 崇寛
主査兼教育総務係長	海藤 博

開 会	(午前9時00分)
教育長	開会します。付議事件日程第1議案第6号庄内町教育委員会職員の人事発令についてを議題とします。人事に関する事件ですので非公開としたいがよろしいですか。
委員	(異議なし)
内容非公開	
教育長	再開します。付議事件日程第2議案第7号平成30年度庄内町教育委員会の重点と視座についてを議題とします。前回の審議内容を受け精査し、庄内町教育振興基本計画の着実な推進を大きなテーマとして進めていくこと。追加箇所として、今年度、新学習指導要領の移行期であり、スムーズな移行を計ることと併せ確かな学力の向上を図ることを加えること、併せて削除や文言整理、訂正箇所を説明する。
五十嵐指導主事	幼稚園・学校教育の部分についての文章表現及び文言整理の変更箇所を説明する。
小林社会教育課長補佐	社会教育の部分についての文言整理の変更箇所を説明する。
教育長	委員の質問に対する回答も今回付け加えていることを述べ、この案件に対する質疑を求める。
池田委員	幼稚園・学校教育の8番の学習支援員の増員や部活動支援員の配置の箇所で「部活動支援員」を「部活動指導員」へ(変更)の前の未訂正を指摘する。
教育長	同箇所を訂正する旨を述べ、再度、質疑を求める。
太田委員	これまでの質疑討論を踏まえ、十分な文言の整備や訂正がされていること。昨年度の重点と視座に比べて誰が見ても分かり易くなっていること等の意見を述べ、これまで事務局対応へのお礼を述べる。
教育長	他の質疑を求めるが、質疑の声がなく、一箇所を訂正する旨を述べ、議案第7号平成30年度庄内町教育委員会の重点と視座についての採決を求める。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認め、議案第7号平成30年度庄内町教育委員会の重点と視座については原案のとおり可決されました。会議の次第を2議事録承認に戻し、平成30年第3回臨時会議事録の内容の承認について意義を求める。〔修正等の意見なく、承認される。〕引き続き3報告(1)経過報告の説明を求める。
海藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	3月15日の鶴岡養護学校卒業式の職員代理参加と教育委員が出席参加することについての考え方と池田教育委員への参加のお礼を述べ、報告(1)経過報告に

	対する同意を確認し、報告（２）平成 30 年第 2 回庄内町町議会定例会（3 月）について説明を求める。
海藤教育課長、上野社会教育課長	（資料に基づき説明する。）
教育長	報告（２）平成 30 年第 2 回庄内町町議会定例会（3 月）の審議、答弁内容について同意を求め、続いて報告（３）庄内町立図書館整備等検討会の設置について説明を求める。
佐藤主査兼図書館係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	図書館協議会と図書館整備等検討会の位置づけ〔相違部分〕について、追加説明を求める。
佐藤主査兼図書館係長	新たに設置する図書館整備等検討会で協議会の枠を超えた幅広く多様な立場の方々からの意見を吸い上げ、事務局で集約し、建設に向けた基本計画(案)に纏め上げ、それを図書館協議会に諮問する流れと考えている旨を述べる。
池田委員	NPO 法人明日のたねを代表する者とはどのような団体なのか。
佐藤主査兼図書館係長	地域づくり等にも活動を広げている団体であり、地域の中での図書館の役割などと言うような視点でご意見をいただきたいと思っている。
池田委員	この団体は、庄内町の団体であるのか。
佐藤主査兼図書館係長	この団体の代表の方は、庄内町である旨回答する。
教育長	報告（３）庄内町立図書館整備等検討会の設置について同意を求め、報告（４）庄内町複合型屋内運動施設整備等検討会の設置について説明を求める。
小林社会教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長	報告（４）について意見を求める。〔意見の声なく〕報告（４）庄内町複合型屋内運動施設整備等検討会の設置について同意を求め、報告（５）その他について説明を求める。
五十嵐指導主事	本日配布資料の中の平成 30 年度各校、幼稚園の計画訪問について説明する。詳細日程については、4 月の定例会の中で提出させていただく旨報告する。
教育長	教育委員の皆さんの計画訪問の参加をお願いし、再度、報告（５）その他についての報告事項の有無を問う。〔他に無く〕付議事件に戻ることを発言し、日程第 3 議案第 8 号庄内町立余目第三公民館館長の任命についてを議題とし、説明を求める。
小林社会教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長	議案第 8 号に対する意見を求める。〔意見無く〕議案第 8 号庄内町立余目第三公民館館長の任命について原案〔齋藤正明〕のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第 8 号庄内町立余目第三公民館館長の任命については、原案のとおり可決されたことを述べ、引き続き議案第 9 号庄内町立図書館館長の任命についてを議題とし、説明を求める。
小林社会教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長	議案第 9 号について、質疑を問う。〔意見無く〕議案第 9 号庄内町立図書館館長の任命について原案〔渡會晃〕のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第 9 号庄内町立図書館館長の任命については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 5 議案第 10 号庄内町立学校給食共同調理場所長の任命についてを議題とし、説明を求める。

押切所長兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	議案第 10 号庄内町立学校給食共同調理場所長の任命について原案〔太田昭〕のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 10 号庄内町立学校給食共同調理場所長の任命については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 6 議案第 11 号庄内町部活動指導員規則の設定についてを議題とし、説明を求める。
清野主査兼係長	(資料に基づき説明する。前回の会議より変更・追加の 5 箇所と様式 1 号から 3 号までの 3 様式を要点として、説明する。)
教育長	議案第 11 号について、前回会議より、追加・修正の箇所を含めて質問、意見を求める。〔意見無く〕議案第 11 号庄内町部活動指導員規則の設定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 11 号庄内町部活動指導員規則の設定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 7 議案第 12 号庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
海藤主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	前回の会議より、文言整理を計ったものであり、内容等には大きく変更がないので、議案第 12 号庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 12 号庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 8 議案第 13 号庄内町教育委員会の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
海藤主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	主幹を削る。所長が一般職非常勤職員となることで不要になるので削る。〔意見無く〕議案第 13 号庄内町教育委員会の職員の職の設置に関する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 13 号庄内町教育委員会の職員の職の設置に関する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 9 議案第 14 号庄内町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
海藤主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	施行期日のずれは、指導要領によるところであるので問題ないと思っている。議案第 14 号庄内町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
委員長	議案第 14 号庄内町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 10 議案第 15 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
押切所長兼係長	(資料に基づき説明する。)
委員長	〔協議の時と内容の変更が無いので〕議案第 15 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。

	り決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 15 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 11 議案第 16 号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
清野主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	〔質疑等がなく〕議案第 16 号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 16 号庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 12 議案第 17 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、説明を求める。
清野主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	幼稚園における預かり保育に係る〔保育料の減免申請の審査に用いる市町村民税の課税年度での算定にかかる対象月数〕部分も〔前案件と〕同じ内容だと思う。議案第 17 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 17 号庄内町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 13 議案第 18 号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程の制定についてを議題とし、説明を求める。
清野主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	新しく配置する部活動指導員もこれに該当するということでこれに付け加えるものである。議案第 18 号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 18 号庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決されたことを述べ、日程第 14 議案第 19 号庄内町立学校処務規程の一部を改正する規程の制定についてを議題とし、説明を求める。
海藤主査兼係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	これも前回の協議より内容に変更は無いので。議案第 19 号庄内町立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について原案のとおり決することで如何か問う。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 19 号庄内町立学校処務規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決されたことを述べる。本日の付議事件は以上です。5 (1) その他第 5 回教育委員会定例会の開催について、4 月の開催日程について事務局案を問う。
海藤主査兼係長	4 月 25 日 (水) を予定したい。
教育長	(1) 第 5 回教育委員会定例会の開催については、4 月 25 日 (水) 午後 2 時から立川庁舎 3 階第二会議室で開催を予定したいと思います。(2) 他の連絡事項

	等について〔事務局〕の有無を問う。
小林社会教育課長補佐	来年度から配置される庄内町地域おこし協力隊、スポーツ推進協力員についてお話しさせていただきたい。スポーツ推進協力員として庄内総合高校の部活動支援、サッカー部部活動指導・強化支援、町内の小学校への体育授業への支援、町内のスポーツイベントへの指導、協力、教育委員会が必要と認める業務を担うことで町の活性化を図るため公募で配置することとし、応募者について3月21日（水・祝）に面接試験等を行なった結果、神奈川県藤沢市出身の進藤和真さんを4月1日付けで選任することに決定した旨を報告、任期は最長で3年間継続できるものとして配置を考えている旨併せて報告する。
教育長	その件について、昨日庄内総合高校の校長、サッカー一部の顧問の方の確認、了解を得て、一緒に進めて行こうという事になりました。特にサッカーに特化することなく、小学校の体育の補助、幼稚園運動時間に派遣するなど体力強化、向上に務めてもらいたいと考えている事。また、町内各種の体育イベントへの参加協力することでレベルの高い指導を行なってもらいたと思っている。皆さんにいつか紹介する機会があるかと思う旨述べる。その他の質疑の有無を問う。
池田委員	その方の机は、庄内総合高校なのか社会教育課なのか。
小林社会教育課長補佐	事務の場所〔机〕は社会教育課の中に配置となる。コメッチわくわくスポーツクラブ〔総合体育館〕へも行くことになるが、事務室は手ぜまであるので当面は社会教育課、庄内総合高校へはあくまで部活の指導で八幡総合スポーツ公園サッカー場での指導ということになる。
教育長	その他連絡事項等を求める。〔他に無し〕平成30年度第4回教育委員会定例会を閉会いたします。
閉会	（午前10時11分）